



日	月	火	水	木	金	土
				1 A	2	3
4	5	6 B	7	8 C	9	10
11	12	13 D	14	15 A	16	17
18	19	20 B	21	22 C	23	24
25	26	27 D	28	29 C	30	31

町では商店の減少や高齢化社会に対応するため、日常の買い物にお困りの方を支援する「移動販売 福の助商店（高齢者等買い物弱者移動販売事業）」を令和2年1月より開始しました。移動販売事業は水郷つくば農協に委託し、日常生活に必要な食品やお肉、お魚、惣菜、地場産野菜、日用雑貨品などを販売しています。ぜひ、ご利用ください！ ※お買い物の際は、買い物袋をご持参ください。

運行ルート A ※8月から運行ルートが一部変更になります

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	押戸集会所 (押戸)
10:25 ~ 10:50	農協文間倉庫駐車場 (立木)
11:00 ~ 11:25	惣新田集会所 (惣新田①)
11:30 ~ 11:50	旧惣新田下坪宮農組合倉庫前 (惣新田②)
13:30 ~ 13:55	羽中集会所 (羽中)
14:05 ~ 14:30	南野原集会所 (中谷③)
14:40 ~ 15:05	地域ふれあいセンター (中谷①)
15:15 ~ 15:40	加納新田上坪集会所前 (加納新田①)

運行ルート B

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	八幡台集会所 (八幡台)
10:20 ~ 10:40	ぞうさん公園 (第二公園) (利根フレッシュタウン③)
10:45 ~ 11:05	自転車公園 (第一公園) (利根フレッシュタウン②)
11:35 ~ 12:00	布川台集会所駐車場 (布川台)
13:40 ~ 14:05	内宿集会所 (内宿)
14:20 ~ 14:45	加納新田中坪集会所 (加納新田②)
15:00 ~ 15:20	土手下、木村様宅前 (押付新田②)
15:25 ~ 15:45	旧文農協跡地 (上曾根②)

運行ルート C

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	押付新田集会所 (押付新田①)
10:20 ~ 10:45	羽根野台第一公園 (羽根野台)
10:55 ~ 11:20	早尾台中央公園 (早尾台①)
11:30 ~ 11:50	早尾台自治会館敷地内駐車場 (早尾台②)
13:30 ~ 13:50	天神様 (早尾①)
14:00 ~ 14:20	早尾台緑地広場 (早尾②)
14:30 ~ 14:50	豊島典夫様宅前 (上曾根①)
15:00 ~ 15:20	利根町文化センター駐車場 (下曾根)
15:30 ~ 15:50	羽根野集会所 (羽根野)

運行ルート D ※8月から運行ルートが一部変更になります

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	運動の公園 (利根ニュータウン②)
10:25 ~ 10:50	フレッシュタウン自治会館前駐車場 (利根フレッシュタウン①)
11:00 ~ 11:25	柳田國男記念公園駐車場 (馬場)
11:35 ~ 12:00	福木沖集会所 (福木)
13:40 ~ 14:05	風の公園 (利根ニュータウン①)
14:15 ~ 14:40	第二公園 (白鷺の街)
14:50 ~ 15:10	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所 (中谷②)
15:20 ~ 15:40	増田照樹様宅敷地内 (立崎)

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ (販売委託先)
水郷つくば農業協同組合
竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211
▶運営主体
福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線127)

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。
当日の運行状況は
【公式Twitter @tonefukunosuke】
でチェックできます！ QRコード➡



・重度心身障害者
・ひとり親家庭
の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ

新しい受給者証の送付について

重度心身障害者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として、医療福祉費支給制度（マル福制度）の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。
7月からの資格は、前年の所得や世帯状況を確認後、該当・非該当にかかわらず、判定の結果を6月下旬に通知いたします。

▶更新の対象者

重度心身障害者	ひとり親家庭の母子・父子
①身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級の方 ②療育手帳AまたはAの方 ③障害年金1級の方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方 など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療保険被保険者』に限り、対象となります。	子が18歳になる学年末まで（重度障害の場合、および高校在学の場合は20歳まで）

▼更新の判定結果が該当の方

7月1日からお使いいただく受給者証を、6月下旬に発送します。

▼更新の判定結果が非該当の方

来年の6月30日まで助成の対象となりません。非該当となる旨の通知を送付します。
次年度の更新については、自動的に判定を行います。

▼窓口で更新手続きが必要な場合

- ①令和3年1月1日時点で、所得判定に必要な方の住民登録が利根町にない方（転入された方など）
- ②所得判定に必要な方の、令和2年中の確定申告または町・県民税申告がお済みでない方
- ※①・②に該当する方は、更新手続きが必要になります。
お手続きが必要となる方には、6月中に案内を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、保険年金課までお越しください。

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211 (内線177)

国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課窓口で手続きをしてください。



令和3年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

令和3年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けは、7月1日(木)から開始され、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。
また、申請ができる過去の期間については、申請日の2年1ヵ月前までとなります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、保険年金課窓口へご相談ください。

※保険料を未納のまま放置すると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者および世帯主）の財産が差し押さえになる場合があります。

▼申請方法

マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）、窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど）、基礎年金番号がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書など）をご持参の上、ご相談ください。
※失業などを理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票などをご持参ください。

制度や申請方法の詳細については、保険年金課窓口または日本年金機構ホームページでご確認ください。

▼問い合わせ先

土浦年金事務所 国民年金課（土浦市下高津2-7-29）
☎029・825・1170
自動音声に従って【2】のあとに【2】をダイヤルしてください。
・保険年金課 医療年金係
☎68・2211 (内線176)

